

## 別記第3号様式（第7条関係）

受 理 年月日	整理番号	学 校 名	非 常 勤 講 師 氏 名 (性別)		教授又は実習を 担任しようとする 事項の内容	採 用 期 間	週当たり 時 間 数	届出者	摘 要 (届出区分等)
			生 年 月 日	本籍地					
. .			( )			. . ~ . .			
			. . 生						
. .			( )			. . ~ . .			
			. . 生						
. .			( )			. . ~ . .			
			. . 生						
. .			( )			. . ~ . .			
			. . 生						
. .			( )			. . ~ . .			
			. . 生						

注 摘要の欄は、新規、継続、変更、兼務の届出区分を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横型とする。

別記第 4 号様式（第 7 条関係）

非常勤講師採用届出受理簿

年 度

総務政策局教職員課

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横型とする。

## 別記第5号様式（第8条関係）

受付 番号	氏名	証明年月日	免許状 番号1	発行 枚数 1	免許状 番号2	発行 枚数 2	免許状 番号3	発行 枚数 3	免許状 番号4	発行 枚数 4	免許状 番号5	発行 枚数 5	免許状 番号6	発行 枚数 6

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横型とする。

## 別記第6号様式（第8条関係）

教育職員免許状授与証明書発行簿

年度

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横型とする。

---

附 則

この教育長訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

---

北海道教育委員会教育長訓令第 7 号

序 中 一 般  
道 立 学 校

道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成31年 3 月29日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校自動車管理規程（平成18年北海道教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第7条、第8条、第9条関係)

(表)

校 長	副 校 長	教 頭	事 務 長	管理責任者	担 当 者

自動車運転等命令書

年 月 日

次のとおり自動車の運転及び同乗を命ずる。

車種又は車両番号										
使用予定月日	月	日	時	分から	月	日	時	分まで	片道	往復
使用区間	から					まで				
運 転 者	職 氏 名									
	使用目的									
同 乗 者	職 氏 名									
	使用目的									

校 長	副 校 長	教 頭	事 務 長	管理責任者	担 当 者						
運 転 者 の 報 告	日 時	月	日	時	分から	月	日	時	分まで	片道	往復
	運行区間	から					まで				
	走行後	キロメートル	燃 料 給 油 量	リットル							
	走行前	キロメートル									
	走行キロ数	キロメートル	運 転 者 名 (職名) (氏名)	年 月 日							
	車両状況	・異常なし ・異常あり( )		㊟							

公用車運転に係る飲酒状況確認

運転者記載欄				運行管理者確認欄				備考	
氏名	運行前8時間以上前の飲酒の状況			顔色、吐息等の異常	アルコールチャエッカーの反応	運転の適否	確認日時		印
運行前8時間以内の飲酒 (有の場合運転不可)	当日又は前日の飲酒	飲酒後の経過時間	飲酒量 【※(裏)記載のアルコール1単位当たりの酒量に基づき選択すること。】						
有・無	有・無		・1単位未満 ・1単位以上2単位未満 ・2単位以上3単位未満 ・3単位以上	有・無	有・無	適・否	月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

(裏)

## ○注意

- ・ 飲酒状況の確認は、必ず公用車を運行する直前に実施すること（運行管理者が不在の場合は、他の管理職員又は運行管理主任が確認すること。）。
- ・ 運行管理者は、次により運転者に対する確認等を実施すること。

&lt;運行前8時間以内の飲酒が有る場合&gt;

運行命令を発しない（既に運行命令を発している場合には、取り消す。）。

&lt;運行前8時間以上前（前日又は当日）の飲酒が有る場合&gt;

飲酒後の経過時間、飲酒量、顔色、吐息の異常の有無、アルコールチェッカーの反応等から、運転の適否を判断すること。

## 参考

〔アルコールの処理にかかる一般的な処理時間（個人の体質や体調により処理時間は異なる。）〕

- ・ アルコール1単位＝ビール500ml＝日本酒1号（180ml）＝ウィスキーダブル1杯（60ml）  
＝ワイン小グラス2杯（200ml）＝チューハイ1缶（350ml）＝焼酎コップ半分（100ml）
- ・ アルコール1単位の処理にかかる時間～およそ4時間（単位数の増加に応じて処理にかかる時間も増加）

---

別記第 2 号様式及び別記第 4 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

**附 則**

この教育長訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。